

## 54—06 P

## 訂正審判の審理の方式など

## 1. 審判官の指定

審判官の指定にあたっては、同一特許に対する無効審判事件、特許異議申立事件があるときは、原則として無効審判事件、特許異議申立事件と同一の合議体を構成する審判官を指定する（→12—04）。

## 2. 審理の方式

(1) 訂正審判は、書面審理による。

(2) ただし、審判長は、当事者の申し立てにより又は職権で口頭審理（→33—00）によるものとすることができる（特§145②、旧実§41）。

## 3. 職権審理（→36—01）

請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することはできない（特§153③、旧実§41）。

## 4. 併合審理（→30—03）

訂正審判についても、審理の併合ができる（特§154、旧実§41）。

## 5. 審尋（→37—00）

審判長は、当事者を審尋することができる（特§134④、旧実§41）。

## 6. 中断・中止（→26—01）

審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特§168、旧実§41）。

同一特許について無効審判が特許庁に同時係属する場合、無効審判を優先し

て審理するときは訂正審判の審理を中止することができる（→51—22）。

7. その他

答弁書の提出、訂正請求、参加及び参加の申請に係る規定は、訂正審判には適用しない（特 § 166、旧実 § 41）（→54—02の2.）。

（改訂H27.2）